

柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要領

制定 令和 5年 3月 15日

施行 令和 5年 3月 15日

(目的)

第1条 この要領は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定めることにより、「多様な生き方を認めあい 個性を生かせるまち柏」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方及びその一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）を含む社会生活関係をいう。
- (3) 届出 パートナーシップ及びファミリーシップの関係にある者（15歳未満の子を除く。）が、市長に対して、パートナー及びファミリーであることを届け出ることをいう。

(届出の対象者)

第3条 届出をすることができる者は、届出をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又は一方が市内に住所を有し、かつ本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 双方又は一方が届出をしようとする日から3か月以内に市

内への転入を予定していること。

- (3) 双方とも、現に婚姻していない者であること。
- (4) 双方とも、届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップ及びファミリーシップがないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士を除く。）でないこと。
- (6) 届出をしようとする者が第11条第1項の規定による取消を受けたことがないこと。
- (7) ファミリーシップの届出をしようとする者は、双方又は一方に未成年の子があること。

（届出の方法）

第4条 届出をしようとする者は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（第1号様式）（以下「届出書」という。）に署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、15歳以上の未成年の子についてファミリーシップの届出をしようとするときは、ファミリーシップ対象者の欄に、当該子が署名するものとする。なお、原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）、個人番号カード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって住所が記載されているもの
- (2) 戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップの届出をしようとする者にあっては、子が一方または双方の子であることを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により届出をしようとする者が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2項に掲げる一般旅券

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前条第2号イに該当する者は、届出日から3か月以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を市長に提出するものとする。なお、原本を提出することができない書類については原本を提示し、その写しを提出しなければならない。

（通称名の使用）

第5条 届出をしようとする者は、届出において、氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、その写しを提出するものとする。

（届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付）

第6条 届出者は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等交付申請書（第2号様式）により、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（第3号様式）（以下「証明書」という。）又は柏市パートナー届出受理証明カード（第4号様式）（以下「証明カード」という。）の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により交付の申請があったときは、届出者に対し、第4条第2項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。この場合において、届出者が前条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合にあつて

は、これに準ずるもの)を証明書又は証明カードに記載するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第7条 届出者は、証明書及び証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損した場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書(第5号様式)(以下「再交付申請書」という。)により、市長に対し証明書及び証明カードの再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、再交付の申請について準用する。

(証明書及び証明カード記載事項の変更)

第8条 届出者は、届出書の記載事項に変更があった場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等記載事項変更届(第6号様式)(以下「変更届」という。)に、その事実を証する書類及び証明書及び証明カードを添えて市長に提出するものとする。

2 届出者は、ファミリーシップの届出書に氏名が記載されている子(以下「ファミリーシップ対象者」という。)が成年に達したときは、変更届に証明書及び証明カードを添えて市長に提出するものとする。

(子の氏名の削除)

第9条 ファミリーシップ対象者は、15歳に達した日以後に、柏市ファミリーシップ届出に関する申立書(第7号様式)(以下「申立書」という。)を市長に提出することにより、届出書の記載事項から当該子の氏名を削除する申立てをすることができる。

2 市長は、申立書が提出されたときは、届出者に対して、既に交付した証明書及び証明カードと引き換えに当該子の氏名を削除した証明書及び証明カードを交付する。

(届出受理証明書等の返還)

第10条 届出者は、次のいずれかに該当する場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届(第8号様式)(以下「返還届」という。)に証明書及び証明カードを添えて市長に届け出なければならない。

(1) 一方又は双方がパートナーシップ・ファミリーシップを解消

する旨の意思表示をしたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までの規定に該当しなくなったとき。

2 前項の場合において、届出者は、証明書及び証明カードを紛失し、返還することができない場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等紛失届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出の無効）

第11条 市長は、届出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、届出を無効とし、証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。

2 前項の規定により証明書及び証明カードの返還を求められた届出者は、すでに交付されている証明書及び証明カードを速やかに市長に返還しなければならない。

（交付番号の公表）

第12条 市長は、第10条及び前条の規定により返還されるべき証明書及び証明カードが、返還届の提出があった日または証明書及び証明カードの返還を求めた日から1か月以内に返還されないときは、当該証明書及び証明カードの交付番号を本市ホームページにおいて公表する。

（市の責務）

第13条 市長は、この要領及び届出の趣旨に則り、施策を実施しなければならない。

（市民及び事業者への周知）

第14条 市長は、この要領及び届出の趣旨について、市民及び事業者が理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

（協定による手続き）

第15条 第4条及び第6条第1項の規定にかかわらず、本市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した他の地方公共団体

(以下「協定締結都市」という。)において証明書及び証明カードに準じる証明書(以下「届出受理類似証明書」という。)の交付を受けている者が本市に転入する場合は、柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出継続届出書(別記第10号様式)に届出受理類似証明書及び第4条各項に規定する書類(同条第1項第2号の書類を除く。)を添えて市長に提出することにより、証明書及び証明カードの交付を受けることができる。

ただし、当該者が第3条各号に掲げる事項のいずれかを満たさない場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により証明書及び証明カードを交付したときは、当該証明書及び証明カードの交付を受けた者の同意を得た上で、当該者の転入前の協定締結都市に対し、証明書及び証明カードを交付した事実とともに当該者の氏名、生年月日、転入前の住所、交付番号等の届出事項を通知するものとする。
- 3 第10条の規定にかかわらず、本市から協定締結都市に転出した者が、当該協定締結都市において協定に基づく手続を行い、当該協定締結都市からその事実の通知があった場合は、同条の規定による届出を省略することができる。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月11日から施行する。